



産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月30日

埼玉県知事 殿

提出者 〒348-0053
住 所 埼玉県羽生市南5丁目15-13
氏 名 河本工業株式会社 羽生営業所
所長 小沼 重雄

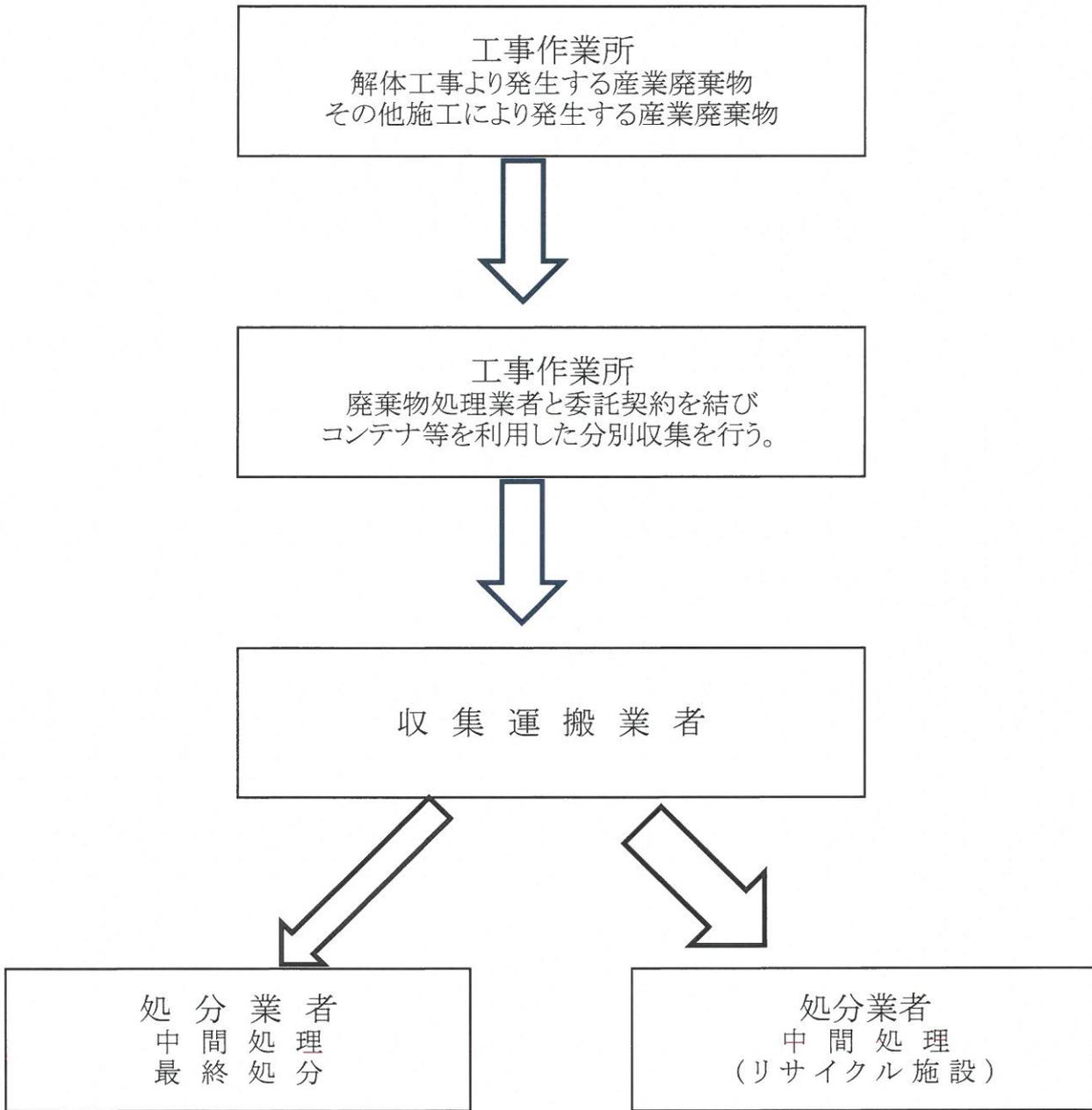
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 048-561-8201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	河本工業株式会社 羽生営業所
事業場の所在地	埼玉県羽生市南5丁目15-13
計画期間	令和5年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	売上高 212億円(令和3年度実績)
③従業員数	240名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各現場において品目別に『建設廃棄物処理委託契約書』を締結し、コンテナ等を配置し、分別収集を行い、中間処理(リサイクルを含む)・最終処理を適切に実施。 別紙1参照。

産業廃棄物処理工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

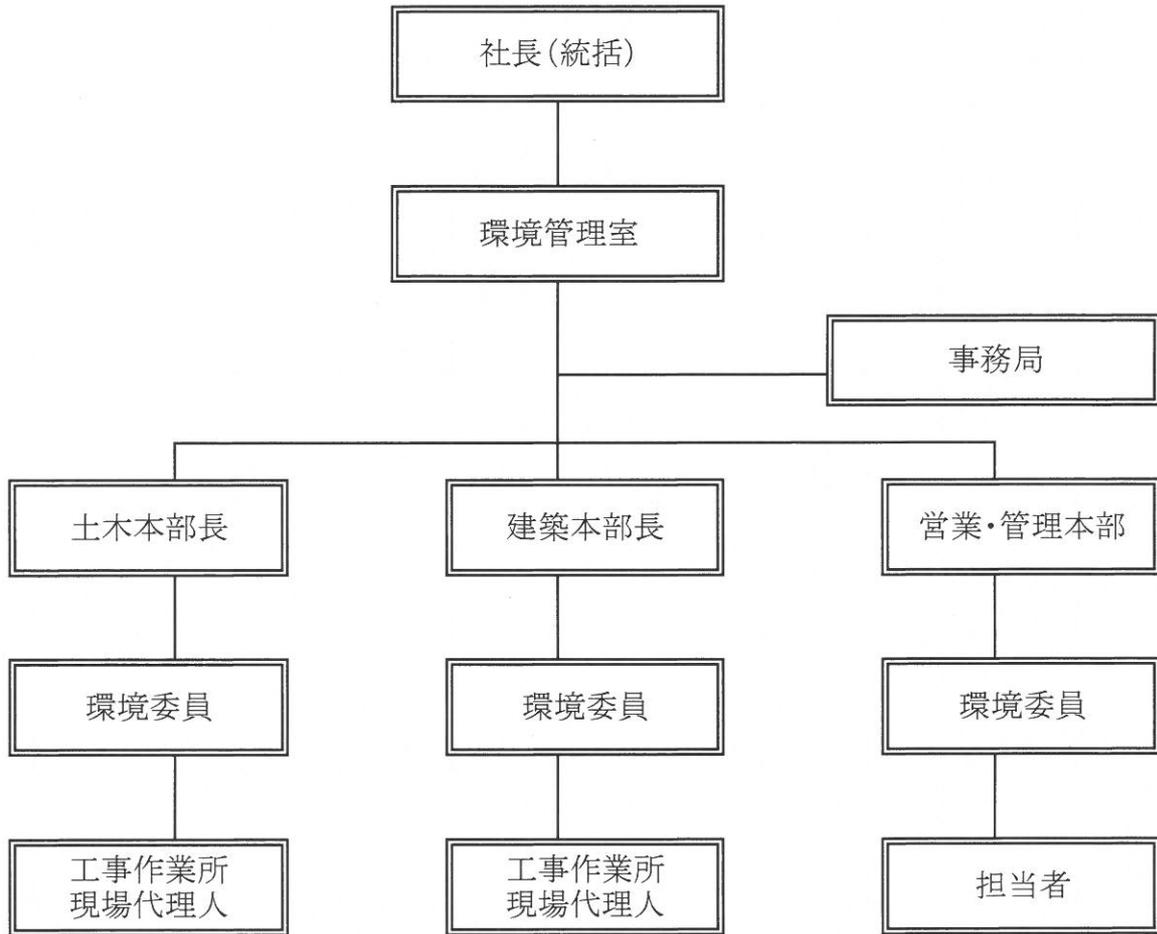
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3-1)を参照	
	排出量	3,244.838 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3-2)を参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3-1)を参照	
	排出量	2,920.36 t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記の目標値は『受注量』・『工種』・『施工方法』等により産廃発生量が予測できないため、あくまでも目安とする。 別紙3-3)を参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場において、品目毎にコンテナ等を活用し分別を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物の分別を行い、可能な限り実施する。

組織図



産業廃棄物の排出の制御に関する事項

1) 令和4年度の当社より発生した産業廃棄物の種類及び発生量

種 類	排出量 (令和4年度)	目標量 (令和5年度)
廃プラスチック類	29.75 t	26.775 t
紙 く ず	26.4 t	23.76 t
木 く ず	81.722 t	73.55 t
織 維 く ず	0 t	0 t
金 属 く ず	30.184 t	27.166 t
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	47.55 t	42.8 t
が れ き 類	2,775.7 t	2,498.13 t
建設系混合廃棄物	231.332 t	208.199 t
廃石綿等 (石綿含有混合廃棄物)	22.2 t	19.98 t
合 計	3,244.838 t	2,920.36 t

2) 現状 (これまでに実施した取組み)

当社は各現場において下記の事項を考慮し、現場活動から発生する産業廃棄物を可能な限り削減する。

- ・施工計画を作成する際、3R (リデュース・リユース・リサイクル) を念頭に置き、可能な限り取り入れる。
- ・施工計画を作成する際、可能な限り長寿命化を取り入れ、将来的な事項に配慮する。
- ・現場代理人は、当該現場において活動する全ての要員に対し、産業廃棄物排出量削減に必要なと思われる教育を行う。
- ・現場事務所内での掲示物、回覧物等は可能な限り裏紙 (使用済みの裏面) を

使用する。

- ・施工時には、手戻り・手直しが発生しないよう手順の確認等を充分に行う。
- ・他の現場との情報交換を行い、リユース・リサイクルを可能な限り実施する。

3) 計画（今後の取組み）

産業廃棄物の発生量は、『発注者』・『受注量』・『工種』・『施工方法』等が毎年異なるため、定量化が困難であることから、現状の取組みを継続しつつ、各現場においてより一層の創意工夫を行い、現場活動から発生する産業廃棄物の排出量を可能な限り削減する努力を行うものとする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。